

赤穂海浜公園における許可申請手続について

● 占用許可

赤穂海浜公園に、工作物その他の物件等を設けて公園を占用しようとするときは、公園管理者（兵庫県西播磨県民局長）または公園の指定管理者（(公財) 兵庫県園芸公園協会赤穂海浜公園管理事務所）の許可が必要です。（都市公園法）

☆ 行為許可

赤穂海浜公園内で催される各種催事（物品の販売、競技会、集会、展示会、ロケーションなど）を行う場合においても、公園管理者（西播磨県民局長）または公園の指定管理者（(公財) 兵庫県園芸公園協会赤穂海浜公園管理事務所）の許可が必要です。（兵庫県都市公園条例）

許可を希望される場合は、下記により許可申請を行ってください。

また、公園の占用許可、行為許可にあたっては、別途使用料が必要です。詳しくは西播磨県民局光都土木事務所管理課までお尋ねください。

【申請先】 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所管理課

赤穂郡上郡町光都 2-25 電話 0791-58-2235

占用許可	内容	公園内に物件を設置 (電柱、電線、埋設管、郵便ポスト、その他工作物) ※競技会、集会、展示会等の催しのための仮設工作物は除く
	提出書類	占用許可申請書、位置図、平面図、立面図（彩色）、求積図、損害賠償責任負担請書、現況カラー写真など
行為許可	内容	公園内で催し物等を開催 (物品の販売、募金、行としての写真・映画、興業など)
	提出書類	行為許可申請書、位置図、平面図、求積図、損害賠償責任負担請書、現況カラー写真など

【申請先】 赤穂海浜公園管理事務所

赤穂市御崎 1857-5 電話 0791-45-0800

占用許可	内容	※競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための仮設工作物を設置
	提出書類	占用許可申請書、位置図、平面図、立面図（彩色）、求積図、損害賠償責任負担請書、現況カラー写真など
行為許可	内容	公園内で催し物等を開催 (競技会、展示会、博覧会、集会など)
	提出書類	行為許可申請書、位置図、平面図、求積図、損害賠償責任負担請書、現況カラー写真など

※使用料が必要となる場合、兵庫県西播磨県民局から納入通知書が送付されます。